

Title	委託行政契約の統制 ドイツ廃棄物法制を素材として (Abstract_要旨)
Author(s)	鈴木, 崇弘
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2018-03-26
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k20854
Right	学位規則第9条第2項により要約公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法学)	氏名	鈴木 崇弘
論文題目	委託行政契約の統制—ドイツ廃棄物法制を素材として—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、序章と終章を除くと、本論二章で構成されており、廃棄物法という個別領域での公的任務の委託を素材として、行政契約の一つとされる委託契約の法的統制についてのドイツ法の動向を分析したものである。</p> <p>序章では、日本における問題状況として、第一に、行政契約論が理論的にみて未整理であること、とりわけ、委託契約を「行政組織上の契約」と理解する説があるものの、その理論的根拠が明示されていないこと、第二に、行政契約の法的統制は法の一般原則によるものとされ、ドイツの「行政私法論」への言及がみられるものの、その内容や適用範囲についての分析が不十分であることが指摘される。そして、委託契約の法的特質を具体例に即して説明することが必要であり、そのための素材として、行政任務の委託に関してモデル契約が用意されているなどの理由からドイツ廃棄物法が適切であること、また、「行政私法論」については、ドイツの近時の議論動向を補う必要があるとされている。</p> <p>「ドイツにおける家庭系廃棄物処理」と題する第二章では、以下のように、ドイツの家庭系廃棄物法制を概観したうえで、各種委託契約の内容がどのような構成を取っているかが確認され、委託契約の内容統制にとって重要な要素が抽出されている。</p> <p>第一に、2012年ドイツ循環経済法において、「家庭系廃棄物」の処理は、公法上の処理事業者が、事実上独占することになっている。</p> <p>第二に、法22条は、公法上の処理事業者が処理義務を履行するに当たり、第三者に委託することを認めているが、同条3文において、第三者委託の前提として、「第三者」は「必要な信頼性」を有しなければならないとされている。</p> <p>第三に、第三者委託のあり方は、法律上定められておらず、通常は私法契約（大抵は請負契約）の形で行われる。公法上の処理事業者は、最初の選出決定時に、「第三者」が必要な信頼性を有しているかを審査しなければならないが、それ以外にも継続的な監督義務が課されている。</p> <p>第四に、委託契約のモデルとしては、委託 (Contracting-Out)、経営者モデル (Betreibermodell)、企業経営モデル (Betriebsführungsmodell) の3つがあり、それぞれ上記の監督義務を果たすための方策がより具体的に定められるものとされている。</p> <p>最後に、ドイツの学説上、あらゆる「行政補助者契約」が適法となる条件は、行政任務が秩序適合的に履行されるよう十分な影響力を行使する地位に行政庁が留ま</p>			

ることを確保することである、という主張があること、また、実現はされなかったが、行政手続法改革草案の「公私協働契約」においても同様の制約が想定されていたことが紹介される。

「契約に対する制約—行政私法」と題する第三章では、委託契約において公法による制約が存在するかについて、一般理論の観点から整理を行うために、*Ulrich Stelkens*の2005年の教授資格論文が参照されている。*Stelkens*は、「行政私法」の伝統的な見解の問題点を踏まえて、以下のような独自の見解を明らかにしている。

第一に、「行政私法」の第一の前提は、行政主体が私法に拘束されるということである。この「行政の私法への拘束原理」は、平等原理及び法治国原理の必然的な要請である。

第二に、「行政私法」の第二の前提は、公法と私法の区別であるが、従前の区別は、「法よりも前に規定された概念」であり、問題がある。そこで、基本法74条1項1号の「市民法」が連邦の競合的立法権限であることに着目して公法と私法を区別すべきである（「立法権限理論」）。

第三に、行政主体が、行政任務を履行するにあたり私人を用いる際に締結される契約が公法契約か私法契約かは、類型毎に決まる。公法契約になるのは、高権的権限の授権（*Beleihung*）、行政主体の義務的任務の私人への委譲、行政補助者契約である。ただし、行政補助者契約は基本法33条4項の擬制により私法契約となり得る。

第四に、私法契約を締結するときであっても、行政主体は、EU法の実体基準、基本権、管轄秩序、さらには、公法上のあらゆる実体的活動基準（例えば予算法の諸規定）に服する。

終章では、第二章及び第三章の分析を踏まえて、本論文の成果として、委託契約を「行政組織上の契約」と位置付ける説について、民法上の請負契約・準委任契約が「行政私法」によって修正され、行政主体と私人との間に上下関係を基礎付けることが当然に義務付けられるという理解が可能であること、今後の課題として、契約による立法等への視野の拡大、「行政私法論」それ自体のより深い検討が挙げられている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、廃棄物処理の委託を素材として、行政契約のひとつとされる委託契約の法的統制についてのドイツ法の動向を分析した力作である。

序章では、日本における問題状況として、委託契約を「行政組織上の契約」と理解する説があるがその理論的根拠が明示されていないこと及び、行政契約の法的統制についてドイツの「行政私法論」への言及がみられるがその内容や適用範囲についての分析が不十分であることが指摘され、具体例に即して解明するための素材としてドイツ廃棄物法が適切であり、また、「行政私法論」については、ドイツの近時の議論動向を補う必要があるとされる。このような問題関心及び課題の設定は、我が国の理論水準を的確に捉えた適切なものであると思われる。

本論である第二章「ドイツにおける家庭系廃棄物処理」及び第三章「行政契約の統制—行政私法」は、それぞれ、2012年ドイツ循環経済法のもとでの家庭系廃棄物処理の委託契約の具体的内容の紹介・分析、委託契約の公法ないし「行政私法」による統制の理論的検討を行うものである。

第二章の個別領域の分析は、連邦法のみならず州法の状況にも目配りするなど、著者の高い調査能力が反映され、また、ドイツの学説上、行政補助者契約が適法となる条件は、行政任務が秩序適合的に履行されるよう十分な影響力を行使する地位に行政庁が留まることを確保することであるという見解や、行政補助者契約の締結によって行政主体と行政補助者の間には行政組織法上の関係が基礎づけられるとする見解がある、など理論的にも興味深い指摘が随所にみられるものとなっている。

これに対して第三章の一般理論に照らした分析は、依拠したUlrich Stelkensの2005年の教授資格論文がやや難解なものであることにもよるのであろうが、理論的な整理がやや不十分な印象を受ける。しかし、本論文は「行政私法論」そのものの検討を目的とするものではないことから、委託契約の類型毎に公法契約か私法契約かを区別し、それぞれの法的統制を考えるという示唆に富む視点を抽出したことでさしあたりは満足すべきであろう。

終章では、本論文の成果と今後の課題が簡潔に示されている。

以上のように、本論文の内容は、ドイツ法の動向の分析として堅実なものであるとともに、今後の発展可能性を感じさせるものであり、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究として、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成30年1月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。